県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会 代表 荒川照明

2021年2月15日開催の日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別 委員会に茨城県が提出した「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対 応策について(令和3年2月、茨城県)」の取り扱いに関する陳情書

昨年8月から、茨城県は、民間事業者に委託して日立セメント㈱太平田鉱山跡地に建設 計画の新産業廃棄物最終処分場(以下「新最終処分場」と称す。)に係る基本計画の策定作 業を続けています。

去る2月15日開催の標記特別委員会(以下「特別委員会」と称す。)に、県は「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策について(令和3年2月)」(以下、「課題への対応策」と称す。)を提出し説明しましたが、この文書には、その位置付け、取り扱いに関する記述はなく、説明もありませんでした。委員からもこのことについての質問はありませんでした。

しかしながら、3月市議会では「新最終処分場」受け入れの是非に関する重要な決定がなされる可能性があります。よって、昨年12月4日、日立市議会議長宛提出の「諏訪地区への県営巨大産業廃棄物最終処分場の建設に関する請願」とは別に下記の陳情をします。

記

- 1 2021年2月15日開催の「特別委員会」に茨城県が提出した「課題への対応策」は「中間説明書」なので、これをもって日立市議会が「新最終処分場」受け入れの判断をしないこと。
- 2 茨城県は「課題への対応策」で「南側新設道路」建設という変更提案をしたが、これは同鉱山跡地がそもそも「整備可能地要件」に合致していなかったと判断すべきこと。
- 3 市議会は、速やかに、「市民の意見を聞く会」を23小学校区単位に開催して、「課題への対応策」に関しても「十分に市民の意見を集約すること。
- 4 日立市民に対する茨城県の「フォローアップ説明会」では、その冒頭、「課題への対応 策」が「中間説明書」であることを市民に伝える様、また、開催日数が3月に3日間(地 元2日間、全市1日)と極端に少ないので、十分な日数を確保する様、茨城県知事に働き かけること。

## 理 由

1 2021年2月15日、突如開催された「特別委員会」に、茨城県が提出した「課題への対応策」は、昨年8月に茨城県が民間事業者と契約した「茨城県新産業廃棄物最終処分

場基本計画策定業務委託」の未了中の資料に基づき作成されたものである。それは、「各種調査(地質・水文調査等)」や「環境現況調査・環境影響調査」が未了、「施設基本計画・基本設計」も未策定で何れも次年度以降の事業となっていること、「新最終処分場」全体に係る「配置図」が「エコフロンティアかさま」のそれであって、その断面図も管理型最終処分場の一般モデル図であること、等からも判断できる。加えて、「課題への対応策」に係る元データの提示もなされていない。今回、県が提示した「課題への対応策」は、明らかに「中間説明書」であり、これをもって日立市議会及び日立市が当該産廃最終処分場の設置受け入れの是非を判断することは適当ではない。

- 2 新提案の「新設南側道路」に接続する既存の山側道路は太平田鉱山跡地から 2 km以上の 距離にあり、「外部搬入道路要件」すなわち「2 車線以上の幅員を有する道路からの直線 距離が 1 km以内の区域内」とする当初の「整備可能地要件」に該当しなくなるうえ、多額 の財源措置が必要である。大久保中学校と中丸住宅団地との間の狭い土地に道路を建設 すれば交通安全問題や長期的な市民への健康問題も懸念される。日立の貴重な自然・憩い の空間そして林道も破壊される。
- 3 昨夏の県主催の住民説明会は余りにも地元中心に開催され、質問も一人1問に限られる等、非民主的であった。また、地元諏訪町での説明会は県と特定任意団体による一方的な対応の下に行われ、参加者の傍聴が可能であった他学区の説明会とは異なり、他の学区の市民の参加が拒まれる事態も生じている。その後、県は「新産業廃棄物最終処分場の整備について<住民説明会でいただいたご意見等への回答>(令和2年11月 茨城県)」を発表したが、説明や回答は不十分であり、「検討して行く」との回答も目立つ。日立市議会及び日立市が学区毎の「市民の意見を聴く会」を未だ設定していないのも市民への責任ある対応をしているとは言い難い。